

## 第3回安中市行政改革審議会補助金等検討部会会議録（概要）

【日 時】平成23年8月31日（水）午前9時30分～11時30分

【場 所】安中市役所 202会議室

【出席部会員】5名

【欠席部会員】なし

【事務局】4名（総務部長、企画課長、行政管理係長、担当職員1名）

【財政当局】財政課長

【配付資料】

- 1 補助金の見直しに関する委員のまとめ・意見
- 2 平成23年度 補助金一覧（財政課作成）
- 3 補助金交付団体別事業実績報告書（財政課作成）
- 4 平成22年度各補助金等実績報告書等（各担当課より提供）
- 5 民ができることを民が選ぶ 提案型公共サービス民営化制度…千葉県我孫子市  
前回会議録

【概 要】

1 開 会 司会進行：企画課長

2 挨拶 部会長

・配付資料確認

3 協議事項 議長：部会長

（1）補助金の見直しについて

説明：事務局

- 資料1については、部会長と委員からいただいた意見と、前回の資料にあった伊勢崎市の平成23年度補助金等「見直し基準」（案）をまとめたもの。表の上段は、方針・指針や考え方について両名からいただいた意見を記載している。下段については、交付基準・見直し基準について我孫子市、習志野市、伊勢崎市の内容と、安中市における見直し基準案を作成する際に必要と思われる内容が記載されている。
- 資料2については、財政課から提供いただいた資料に、事務局が手記で補記したもの。担当課に実績報告書の提供を依頼したのかどうか、また、当該補助金が事業費の補助であるか、あるいは対象となる団体の運営や育成に関する補助なのかを、習志野市の分類に独自に当てはめ項目欄に補記している。担当課に依頼した実績報告書の写しについては、資料4としてまとめたので参考にさせていただきたい。その他の詳細及び資料3については、財政課長に補足していただく。

補足説明：財政課長

- まず資料2について、平成23年度の予算計上されている全補助金を一覧にしたも

のであり、それぞれの補助金が「国県補助」または「個人補助」に該当するかどうかや、対象とする団体数を記載している。資料3については、平成22年度の補助金交付団体別事業実績報告書であり、市の監査委員に提出した資料の写しとなっている。

議事提案：部会長

- 今回の会議に先立ち、私から資料1に記載されている「論点1」と「論点2」という形で議論の方向性をまとめてみた。
- 論点1については、前回会議の議論で、既存の補助金の見直しと新規の補助金の審査については分けて考えるという話が出たので、それについて触れた内容となっている。具体的には、資料1「交付基準・見直し基準」の【習志野市】欄に記載されている習志野市施策推進型補助金の審査方法が新規補助金についてであり、同補助金の見直し審査方法が既存補助金の継続審査についてとなっている。また、それぞれの審査項目についても、「達成度」から「時代性」までそれぞれ記載されている。継続審査の項目については、「公平性」と「効果度」が新規の審査項目に加わる形となっている。これは、新規の場合戦略的に補助金を使うためにあえて「公平性」を審査項目から外し、また、すぐに効果が期待できるとは限らないことから「効果度」の項目も外したものと推測できる。それ以外の項目については、新規・継続ともに同じ審査項目となっているので、大きな差は見られない。
- 論点2については、前回の会議で「交付基準」や「見直し基準」、「方針・指針」等様々な言葉が出てきたが、本部会では指針・基準・交付基準のうち、何をどこまでのレベルで決めていくのかをはっきりさせたいと思い、本部会の目的を論点に据えた。市としてどこまでの内容を求めているのかも事前に投げかけているが、市の意見はどうか。  
→市としては、最終的に補助金の額や交付団体等の適正化をしたいので、そこへ至るプロセスについては、基準等物差しのなものを作ることや最終的な審査機関についても含めて、本部会にて審議いただきたいと考えている。団体に対しても市民に対しても、説明がつくような明確な全体の基準が必要だということだと考えている。
- 今の話をまとめると、指針・基準・交付基準のそれぞれを順次決めていき、市としての拠り所を確保していくことになる。まずは大まかな指針（憲法となるもの）から議論を始めたい。
- 見直し指針については、資料1の中央上段に、私の意見として案を載せていただいた。差し支えなければ、資料の案をたたき台として項目ごとに検討し、方向性について議論いただきたい。加えた方が良い項目があれば、適宜出し合っていきたい。また、最初の「公共性、必要性、公平性、効果性、適時性、協働の度合い」については、習志野市の審査項目を参考にして入れたものだが、大まかな指針に含める必要があるかどうかにも検討・議論いただきたい。

質疑・意見

- 基本的に、指針に含めるべきと思うが、評価を行う指針としてだけでなく、申請者

側に対しても、同様の観点を持って申請するよう促すような表現にしたほうが良い。

- 現在の補助金等申請書は事業の内容と実施時期、事業に係る予算を記載しただけのものだが、申請書の別添という形で「公共性」から「協働の度合い」までをそれぞれ申請者側に明記させ、それを見ながら審査するという方法も考えられる。
- 申請書の様式まで変更し、あるいは申請書の附属書類の形で、行政側の審査項目に沿って内容が記載されれば、後のヒアリング時も見やすくなる。その観点からすると、指針ではなく基準にもっと掘り下げた形で含めてはどうか。
- 効果がなければ「打ち切る可能性がある」ということはきちんと意思表示しておくほうが良いのではないか。
- 補助金が市民からの税金である以上、団体としても市民に対して説明責任がある。市民と団体の構図であることを意識させる必要がある。
- 効果に限らず、「公共性」から「協働の度合い」までの項目にそれぞれ一定以上達していなければ、それは打ち切ることになるであろうから、敢えて明記しなくても問題はないと思う。
- 市の実態として、担当課が予算要求する際、財政当局に補助金予算を懇願するようなケースはあるのか。  
→様々な立場の職員がいるが、そのようなケースは実際にある。逆に担当課の職員も疑問を感じているが思い切った見直しが出来ない、という本音を漏らすような場合もある。毎年同じように実績報告書を提出させ、内容の細かい精査までせず前年同様予算要求する実態も存在する。
- そうなると、やはり新しい指針には少し強く明確にすることが必要ではないだろうか。
- そういった問題を整理するには、よりきめ細かい部分を丁寧に設計していくことが必要になる。申請書に細かく評価項目ごとの詳しい内容を団体側の意見として記載させるようにし、具体的にどの部分が満たされていないかを明確に指摘できるようにすることが、申請側に意識させることに繋がっていくのではないだろうか。
- きめ細かい部分の精緻さは、今後基準や交付基準を決めていく際に当然担保されなければならない。最後の答申案を作る段階で、前もって文言を精査して行政用の文章に修正した上で答申案をまとめることは可能か。  
→可能である。
- 補助金の評価項目は、現在市で実施している行政評価の評価項目とあまり差異のないように設定したほうが良い。市の事業の1つという観点で見れば、行政評価と補助金の評価項目を使い分けようとする混乱を来す可能性がある。
- 「サンセット方式」という表現については、具体的に「〇年」と期間を明記するという方向性で良い。
- 「サンセット方式」の導入を進めると同時に、運営費補助については、今後事業費の補助へ切り替えていくことも併せて必要になっていくだろう。
- 「補助金を支出するために申請者や行政の事務手続のコストが上回るもの」という部分については、補助金に係るフルコストで考えると、数万円のような補助金についてはその妥当性について一考の余地があると考えて加えたものだ。

- 本当に公平性が担保された上で金額が決まっているのであれば少額・零細補助も良いと思うが、そこをチェックする機能が今の行政には満足にない。ただ、行政の内部コストまで包括して考えると、1円の辻褄を合わせるために職員が四苦八苦するようなことにもなりかねないので、独立した統一的な機関・機構で判断をしていくことが必要だと考えている。
- 公平性を担保した上で、補助効果をきちんと精査する形であれば反映できる。単に行政効率の考え方だけで審査される、と誤解を与えてしまう懸念はある。基準なりの効果のところ、こういった観点も入れて検証する、としておいたほうが安全だろう。
- 「何らかの圧力によって補助金の交付規則を歪める行為」という表現は、正式な審査結果を無視して補助を認めさせるような実態が明るみに出た場合、その団体への補助金交付を一定期間打ち切るという強い姿勢を見せるために、作った文言である。補助を見直す動きが出たときに、首長や議員等に陳情して結果的に元どおりになるような事例があるようだ。
- 「何らかの圧力」という表現は適当でない。そういう場合は、「不当な圧力」とすることが多い。
- 公開された場での「意見・要望」については、当然正当な要求となるため線引きは難しい。市民からの「意見・要望」を聴くことは正当な議員活動であり、それを制限するような内容になってしまっては良くない。  
→新しい基準が決まり、それに沿って職員による予算見積編成や査定が行われ、さらに職員の精査結果の妥当性を第三者機関に審査してもらうことができるのと良い。それによって公平性の担保と市民への説明責任が果たされるのではないか。
- 第三者委員会の審査を通らないと市の予算に補助金が載らない、という内容を指針に明記するかどうか。
- 一言で第三者機関を絡めると言っても、すべての補助金を最初に精査するのか、あるいは行政の審査で異論の出たものだけをチェックしてもらうことで事務量を減らすのか、行政の審査途中で意見をもらって反映させるか、そこはきちんと決めていかなければならない。いずれの方法にしても、団体からのヒアリングの機会は作らなければ今の時代は通用しない。申請があった事案に対して行政が処分するのだから、意見を聞く場は設けないといけない。
- 「統一的な判断組織・機関」を市民側つまり第三者機関に求めたほうが良いということになるだろう。行政とは切り離れたほうが望ましい。となれば、はっきりと「統一的な第三者委員会」という文言にしたほうが良い。指針には大まかに包括するような表現で入れることとする。
- 指針で表現した言葉について、その具体的な内容を基準で示していかなければならない。例えば指針にある「公共性」とはどういうものなのか、それを具体化したものが基準でなくてはならないと思う。逆に指針であまり細かい内容まで踏み込むと、精緻過ぎて基準や交付基準を作りにくくなってしまう可能性がある。
- 最後にある「近接補完性の原理」とは、ヨーロッパ式の考え方で市民に出来ることは市民で、そうでないことは行政で行うという考え方だ。その考えを指針に取り入

れることで、自立的な地域を目指そうという意図がある。

- 補助金がなくなると、自らの団体活動に行政のお墨付きがなくなってしまったと否定的に捉える風潮があるが、本当はそうではなく行政の支えがなくてもきちんと事業を行っていきける、自立した団体であるという理解をしてもらいたい。
- 補助金に対する発想の転換を促す意味で、非常に良いと思う。
- 補助金を嫌うほうが普通であって欲しい。
- サンセット方式について、最初から一律で期限を定めたほうが良いのではないか。
- 市の施策であっても効果がなければ見直さなければならないので、施策的な補助かどうかというよりは、市単独の補助かどうかという観点で見ていくほうが良い。国県補助の事業であっても、市の任意継足で上乘せしていれば、その任意継足部分は市単独として見るべきだ。
- 指針は憲法なので、最初から例外を入れてしまうと憲法そのものが限定的になってしまう。例外を入れるとしたら基準レベルのほうが良い。
- 当部会は、補助金のあり方について諮問されているが、団体への補助に絞って考えていくか、それとも団体以外の補助金も含めての指針を出した方が良いのか、市としてはどう考えているか。

→こちらとしては、団体への補助金をどうにかしたいという意図が当初からあった。個人への政策的な補助事業については、行政評価を用いた事務事業評価をしていくことが可能だと考えている。したがって、補助金のあり方という諮問を受けたけれども、「個人への補助金については行政評価で見直すべき」という答申をいただくということでも良いと考えている。

- 今回の本部会の方向性については、団体補助をまず議論してその次のステップで考えれば良いのではないかとと思う。
- 指針については団体と個人いずれにも当てはまるようなものにして、基準を作る際に、今年については特に団体について見ていくようにしていくほうが良いと考えている。そうでないと、いずれ個人への補助金を見直す際、指針から改めて作り直さなければならなくなる。そうならないよう、指針については両にらみの内容にしたほうが良いのではないか。
- 団体補助と言っても、形態は様々だ。団体の運営費や活動事業費そのものの補助以外に、団体を通じて個人に補助するケース等色々ある。ただし、団体そのものへの補助はあり得ないという考えを持っている。事業の規模によって毎年補助額が変わることが当たり前だということが前提だ。また、同水準の社会貢献性があるのであれば、同程度の補助率でなくてはならない。それが公平性だと思うが、公平性を保つためにはやはり第三者機関を作って審査することが必要だ。それと、団体との結びつきは補助金に限ったことではない。むしろ助言等での関わりは増やしていったほうが良いと考えている。
- 団体の運営費補助については、見直していくべきで補助対象経費は限定していく方向に持っていく必要がある。補助対象経費を絞っていけば、事業の内容を評価しやすい。
- 金額的な面から見れば、補助率が2/3を超えるものについては委託費にするべき

だし、1／2までが通常の範囲ではないか。

- 補助率が高い場合は、よほどの理由が必要だ。支援する側の負担のほうが多いからには、モデル的な事業であったり、緊急的に実施しなければならなかったり、何か理由がなければならない。基準レベルの話だが、そういった観点もポイントになると思う。
- 次回についてだが、見直しの指針について改めて手直しを行うということと、基準についても考えていくことになる。基準は団体への補助金についての基準ということ念頭に置いて、伊勢崎市の案や他の委員の意見も参考に議論していくことになるかと思う。
- 伊勢崎市で作った基準は大きく4項目に分けて、それぞれ基準を分類している。やや言葉が足りない感じはあるが、何についての基準なのか、それは内容別に分けて整理していくほうがわかりやすいし、市民に対して説明しやすい。

(2) 今後の予定について 議長：部会長

説明：事務局

- 9月20日（火）と22日（金）に行政評価の外部評価を予定しているのでよろしくお願ひしたい。
- 伊勢崎市の基準について、委員からの案があれば出していただきたい。
- 次回部会は、10月5日（水）9時30分開始に決定。

(3) その他

特になし

4 その他

5 閉会